

「GMP 工場マーク」の使用基準

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会（以下、「協会」という。）が定めた「GMP 認定事業実施要綱」第 12 条における GMP 工場マークの使用については、下記により取り扱うこととする。

記

1. GMP 工場マークは下図とし、協会支給のデータを使用する。



2. GMP 工場マークの色調は 1 色とし、拡大、縮小は自由とする。
3. GMP 工場マークは、認定取得者が、会社案内、ホームページ、認定製造所内等での掲示及び名刺等に使用することができる。ただし、製品については使用することができない。
4. 認定取得者は、GMP 工場マークを健全な常識と倫理に基づき使用することとし、GMP 認定制度に対する信用・権威の失墜あるいは不信感・誤解をまねく表示等を行ってはならない。
5. 認定取得者は、当該製造所の認定を辞退した場合及び認定を取消された場合等には、直ちに GMP 工場マークの使用を中止しなければならない。

附則

この使用基準は、令和 5 年 9 月 1 日より施行する。